

# 個人発明家を守る画期的な 知財訴訟費用保険 が発売されました！！

株式会社  
発明ラボックス  
会員専用の保険です。

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

どんな時に  
保険金を  
支払う？

従来の  
保険は…

第三者の権利を侵害し訴訟等になった場合の  
費用を支払います  
(知的財産権侵害条項)

第三者の知的財産権を侵害した場合に加えて、**自らの  
知的財産権が侵害された場合の訴訟等の費用を支払  
う補償が支払われます。**

(知的財産権**被**侵害条項)

※法人契約で海外が対象の場合は  
侵害条項のみの補償となります

権利を侵害された場合の  
訴訟費用も対象となります。  
(被侵害条項担保)

対象は？

従来の  
保険は…

法人のみが対象  
(個人は加入できるものではありませんでした)

**個人(自営業者)も対象になります**

対象  
地域は？

従来の  
保険は…

海外から侵害を訴えられた時に対応できる  
(日本国内の侵害には対応していませんでした)

**日本国内+海外が対象になります**

取扱代理店：ほけんのプロネットワーク (担当 馬場)

〒169-0072

東京都新宿区大久保1-1-45 新宿セントラルハイツ801号 株式会社ベターソリューション

電話:03-6233-9103 ファックス:03-6233-9191

知財訴訟費用保険



# この保険を簡単に説明すると

個人発明家の保有する「特許」「実用新案」「意匠」「商標」が、

## 第三者に侵害され、訴訟等をおこした時

※これまで、自ら訴える裁判に際して、保険適用されるものではありませんでした。

## 第三者から権利侵害を提起され、訴訟等になった時

これらの裁判費用が支払われる保険です。

※出願中の場合は、この保険に加入できませんので登録後にお申し込みください。

# この保険のスゴイところは

## いくつ権利を持っていても、保険料は変わりません！

新たに権利が取得できましたら、ご報告ください。(報告されてませんと補償対象外になります。)

## 権利者だけでなく専用実施権者や、ライセンス契約者、販売委託代理店なども※補償の対象になります！（追加特約）

※上記追加特約に関しては、権利者から訴訟の提起等を受けたもの

アイデア採用会社  
にも大きなメリット！

### ーこの保険の誕生した背景ー

## 個人発明家が、安心してメーカーへ売り込み活動ができる！

個人発明家が、せっかく特許権を取得し、ロイヤリティ契約を目指し売り込みをしても、残念なことにメーカーにアイデアを盗まれることがあります。権利者(出願人)が個人の場合、メーカー相手に裁判などおこしてこないだろう、と思われる背景があるのです。  
この保険に入っていることを、メーカー売り込みの際に伝えるだけでも抑止になるのではないのでしょうか。

また、特約に入って頂くこととなりますが、この保険は、なんとライセンス先や販売店までも補償(上記※参照)の対象になりますので、この保険に入っていることは、メーカーや販売店にとって魅力的なものになります。アイデア採用するメーカー側にもメリットがあるのです。これまでになかった個人発明家を応援する画期的な保険です！



株式会社発明ラボックス  
代表取締役 / 発明家  
松本奈緒美

この保険は、発明ラボックス個人会員専用の保険になります。ご加入をご検討の際にはお尋ねください。  
法人が権利者の場合、法人向け保険もご用意しておりますので、お尋ねください。

知財訴訟費用保険



〒169-0072  
東京都新宿区大久保1-1-45 新宿セントラルハイツ801号  
電話:03-6273-9360 ファックス:03-6273-9372

